

組合だより

発行 富士市神戸土地区画整理組合
(富士市役所市街地整備課内事務局)

富士市神戸土地区画整理組合広報誌 第10号 平成19年8月発行 TEL 51-0123 内線2682



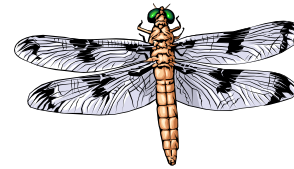
◇前号(第9号・H19年3月発行)から現在までの事業の報告について

1. 役員会(平成19年8月までの間に5回)
2. 第15回総代会 平成19年7月4日

上記のうち第15回総代会について報告いたします。

第15回総代会

- 議第1号 平成18年度事業報告について
- 議第2号 平成18年度収入支出決算の認定について
- 議第3号 平成19年度収入支出補正予算について



以上が議案として上程され、総代の皆様に承認されました。

◇調整池の進捗状況について

平成18年度に着工した調整池築造工事も昨年度で全体の約3分の1が完了しました。今年度、来年度の2カ年で調整池を完成させ、保留地の売却が早期に進められるように準備していきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。

(位置については右側の工事施行図及び保留地箇所図参照)

<調整池の南側から北側を望む>



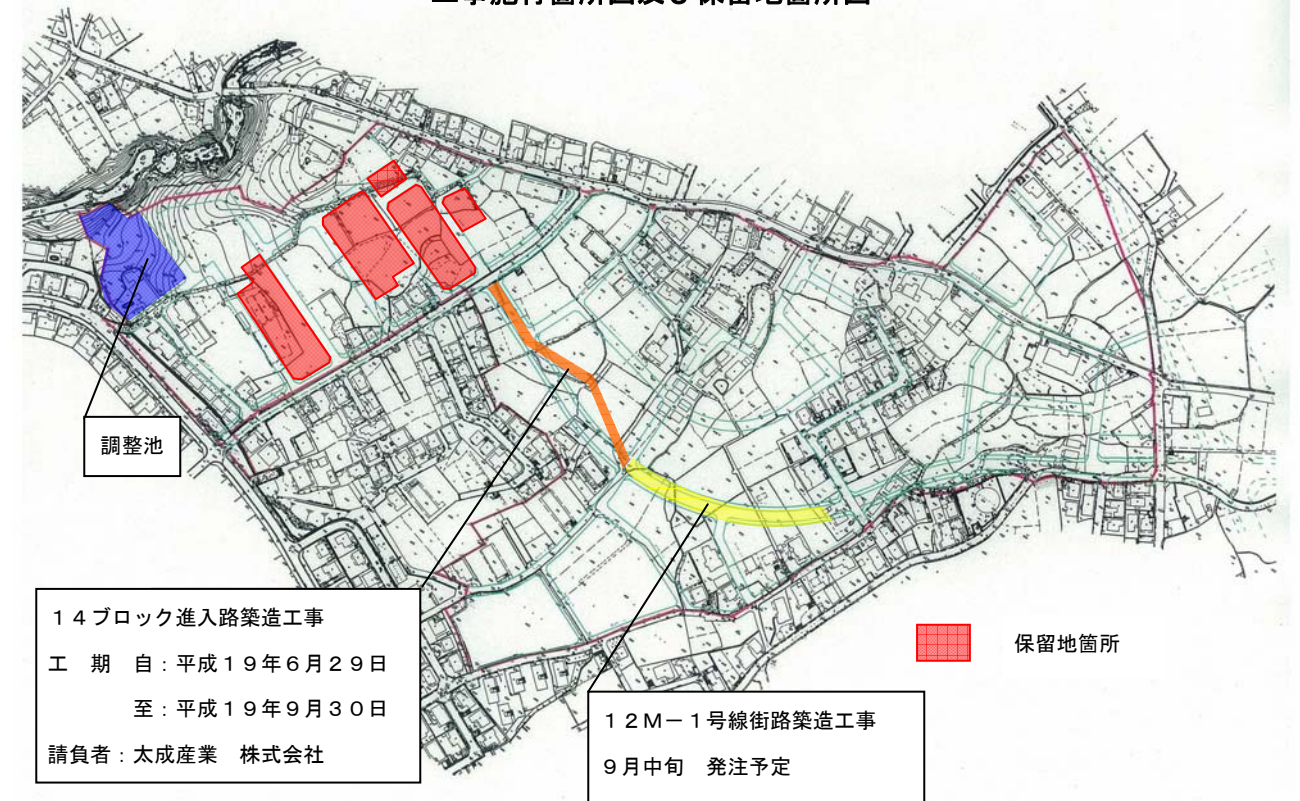
<調整池の西側から東側を望む>



◇保留地販売について

本事業では平成16年10月に第1回仮換地指定を行い、早期に保留地を販売すべく工事を順次進めてまいりました。そして第1回仮換地指定した一部(下図参照)については、調整池工事の進捗状況次第ではありますが、早ければ平成20年度後半に保留地販売を考えております。今回販売予定の保留地において、集合保留地はまとめて販売することを考えております。本事業の入り口であり、広告塔となりうる場所であることや、今後の保留地販売に与える影響が非常に大きいこと等があり、慎重に協議しながら販売の準備をすすめております。これから、組合外へ情報発信、情報公開していく計画ですが、組合員の皆様、またその知り合い等で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、是非とも事務局まで連絡をいただきたいと思います。

工事施行箇所図及び保留地箇所図



その他

<76条申請について>

事業施行中に区域内で区画・形質の変更、あるいは住宅等の新築・増改築を行う場合の申請手続きを言います。本事業地区のように事業計画が決定、公告されると、その地区は土地区画整理法第76条により建築行為等が制限されます。これは事業の円滑な進行を促し、建てたばかりの建物がすぐに移転しなければならないなどの損失を最小限に抑えることを目的としています。

<宅地についての権利、及び建築物の権利の変更届出について>

相続、売買、贈与等で権利に異動が生じた方は、速やかに事務局(Tel.51-0123 内線 2682)までご連絡ください。